

<長期履修学生制度の概要>

2026年7月更新版

本学では職業を有している等の事情を抱えながら学ぶ大学院生の修学を助成するために長期履修学生制度を設けています。本制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程2年、博士課程3年）で教育課程を修了できないと考える学生に対し、本人からの申請に基づいて計画的な履修をあらかじめ認めるものです。長期履修を許可された学生は原則として標準修業年限の授業料で長期履修許可期間の修学が可能となります。

【1. 対象者】

次のいずれかの事情により、標準修業年限での修了が困難な者

- ・職業を有している者
- ・育児・介護等、長期履修を希望する事情がある者（別途、ご相談ください。）

【2. 長期履修の在学期間】

各研究科にて定められている年数を超えて申請することはできません（ただし、休学期間は含みません。）。

課程	研究科名	標準 修業年限	在学期間
修士課程	総合人文社会科学研究科、総合理工学研究科、 医学系研究科（保健学専攻）	2年	4年
博士課程	総合医理工学研究科（医学系専攻保健学分野、 総合理工学専攻、生命医工学専攻3年制コース）	3年	6年

※以下の研究科・専攻等は、本制度対象外のため、申請を受け付けておりません。

- ・教育学研究科 高度教職実践専攻
- ・総合理工学研究科 農学専攻（地域共生マネジメントプログラム、ランドスケープ・プランニング・プログラム）
- ・医学系研究科 医科学専攻
- ・総合医理工学研究科 医学系専攻 医学分野、生命医工学専攻4年制コース

【3. 申請手続】

1. 入学時に申請する場合

- ①対象となる研究科・専攻の合格者で長期履修制度を希望する方は、まず、入学手続システムから必要事項を登録してください。
- ②各研究科の指定する日までに指導教員と履修計画を相談のうえ、「長期にわたる教育課程の履修申請書」（6～7ページ）を各研究科の学務窓口へ提出してください。

2. 1年次在学中に申請する場合

各研究科の指定する日までに、「長期にわたる教育課程の履修申請書」（6～7ページ）を指導教員と相談のうえ作成し、各研究科の学務窓口へ提出してください。

なお、2年次以降は長期履修申請ができませんので、留意してください。

【4. 長期履修学生制度を利用した場合の授業料】

長期履修を申請して認められた場合の授業料納入金額は、次のとおりです（2025 年度現在）。

※ 授業料の改定が行われた場合には変更されますので、ご承知おきください。

—— 長期履修学生制度における授業料納入額の例 ——

① 修士課程

【通常】標準修業年限2年

1 年目	2 年目	総額
¥535,800	¥535,800	¥1,071,600

枠内の授業料金額は 1 年間に納入する額です。

【入学時に長期履修を申請】

○長期履修期間3年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	総額
¥357,200	¥357,200	¥357,200	¥1,071,600

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限]2 年÷[長期履修期間]3 年＝[授業料年額]357,200 円

○長期履修期間4年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	総額
¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,071,600

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限]2 年÷[長期履修期間]4 年＝[授業料年額]267,900 円

【1 年次在学時に 2 年次以降の長期履修を申請】入学時申請と納入総額が異なります。

○2 年次から、長期履修期間3年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※2	3 年目※2	総額
¥535,800	¥357,200	¥357,200	¥1,250,200

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※2：[長期履修期間 3 年で計算した授業料年額] 357,200 円

○2 年次から、長期履修期間4年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※3	3 年目※3	4 年目※3	総額
¥535,800	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,339,500

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※3：[長期履修期間 4 年で計算した授業料年額] 267,900 円

② 博士課程

【通常】標準修業年限3年

1 年目	2 年目	3 年目	総額
¥535,800	¥535,800	¥535,800	¥1,607,400

【入学時に長期履修を申請】

○長期履修期間4年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	総額
¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限]3 年÷[長期履修期間]4 年＝[授業料年額]401,850 円

○長期履修期間5年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	総額
¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限] 3 年/[長期履修期間] 5 年＝[授業料年額] 321,480 円

○長期履修期間6年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	総額
¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限] 3 年/[長期履修期間] 6 年＝[授業料年額] 267,900 円

【1 年次在学時に 2 年次以降の長期履修を申請】入学時申請と納入総額が異なります。

○2 年次から、長期履修期間4年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※2	3 年目※2	4 年目※2	総額
¥535,800	¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥1,741,350

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※2：[長期履修期間4年で計算した授業料年額] 401,850 円

○2 年次から、長期履修期間5年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※3	3 年目※3	4 年目※3	5 年目※3	総額
¥535,800	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,821,720

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※3：[長期履修期間5年で計算した授業料年額] 321,480 円

○2 年次から、長期履修期間6年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※4	3 年目※4	4 年目※4	5 年目※4	6 年目※4	総額
¥535,800	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,875,300

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※4：[長期履修期間6年で計算した授業料年額] 267,900 円

【5. 申請を認められた学生が長期履修期間を短縮する場合】

申請を認められた学生が在学期間を短縮する場合には、各研究科の定める期日までに申請が必要です。長期履修の短縮を認められた際は、標準修業年限分の授業料と既納の授業料の差額を一括納入していただくこととなります。